

ええじゃないか豊橋まつり 観光物産博覧会開催要綱

(目的)

- 第1 豊橋全市をあげて開催する東三河地方の代表的な祭りのひとつである「ええじゃないか豊橋まつり」において、三遠南信地域の事業者の販売機会を提供するとともに経済の活性化を図ることを目的とする。

(名称)

- 第2 観光物産博覧会（以下、「本イベント」という）とする。

(主催)

- 第3 豊橋まつり振興会（以下、「主催者」という）とする。

(開催日程)

- 第4 当該年度の豊橋まつり振興会総会で承認を得た日とする。

(開催時間)

- 第5 当該年度の「ええじゃないか豊橋まつり観光物産博覧会規約」（以下、「規約」という）に定める。

(その他)

- 第6 この要綱に定めるもののほか、本イベントの運営について必要な事項は規約に定める。

附則

この要綱は、平成18年7月20日より施行する。

附則

この要綱は、平成20年8月1日より施行する。

附則

この要綱は、平成21年7月22日より施行する。

附則

この要綱は、平成22年7月8日より施行する。

附則

この要綱は、平成23年7月3日より施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 8 月 8 日より施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 6 月 18 日より施行する。